

令和6年6月17日

令和6年第2回貝塚市議会定例会会議事項

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	6	処分報告（貝塚市市税条例の一部改正）の件	3
〃	7	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	12
〃	8	令和５年度貝塚市一般会計予算繰越報告の件	13
〃	9	令和５年度貝塚市水道事業会計予算繰越報告の件	16
〃	10	令和５年度貝塚市下水道事業会計予算繰越報告の件	18
〃	11	処分報告（令和６年度貝塚市一般会計補正予算（第２号））の件	20
〃	12	令和６事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画報告の件	24
議案	43	貝塚市市税条例の一部を改正する条例制定の件	26
〃	44	手数料条例の一部を改正する条例制定の件	27
〃	45	貝塚市長寿祝券条例の一部を改正する条例制定の件	27
〃	46	貝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件	28
〃	47	災害対応特殊救急自動車を取得する件	30
〃	48	字の区域の変更及び町を新設する件	30
〃	49	令和６年度貝塚市一般会計補正予算（第３号）の件	33
〃	50	令和６年度貝塚市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）の件	36
〃	51	令和６年度貝塚市下水道事業会計補正予算（第１号）の件	39
〃	52	令和６年度貝塚市病院事業会計補正予算（第１号）の件	40

報告第 6 号

処分報告（貝塚市市税条例の一部改正）の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分したものであるので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市市税条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 3 月 29 日処分

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 20 号

貝塚市市税条例の一部を改正する条例

貝塚市市税条例（平成25年貝塚市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第53条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第53条第 3 項中「においては」を「には」に改める。

第84条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第84条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第122条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第122条第 3 項中「によって」を「により」に改める。

附則第13条の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第13条の 2 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第13条の 4 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第20条、第22条から第25条まで、附則第 6 条第 2 項、附則第10条第 1 項、附則第12条第 1 項、前条及び附則第14条の 3 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第23条第 2 項、第49条第 1 項及び前条の規定の適用については、第23条第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第49条第 1 項中「課した」とあるのは「附則第13条の 2 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適

用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第13条の2第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第13条の3 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第36条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第35条第1項第1号に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては無いものとし、第35条第1項第2号に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第35条第1項第3号に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項第4号に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては無いものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当

該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第45条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第13条の4 令和6年度分の個人の市民税に限り、第46条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- （1） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第13条の2第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第46条第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第48条の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第13条の4第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る

個人の市民税の額から第49条第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第49条第2項の規定により読み替えられた第46条第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第48条の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第13条の4第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第50条第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第13条の5 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第20条、第22条から第25条まで、附則第6条第2項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第13条及び附則第14条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第14条第2項中「前条」を「附則第13条」に改め、同条第3項中「第25条第1項」の次に「、附則第13条の2第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第25条第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第13条の2第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第14条第2項及び」と、前条中「附則第13条及び」とあるのは「附則第13条、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第16条第21項を削り、同条第20項を同条第21項とし、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第16条第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第27項を同条第28項とし、同条第26項を同条第27項とし、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第17条第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第18条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第19条の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第20条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3

年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第21条中「令和3年法律第7号」を「令和6年法律第4号」に、「令和3年改正法」を「令和6年改正法」に、「附則第14条第1項」を「附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第22条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第23条第4項を削る。

附則第24条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第26条中「又は第4項」を削る。

附則第28条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第29条の3を削る。

附則第29条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条を附則第29条の3とする。

附則第29条の5（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条を附則第29条の4とし、同条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

第29条の5 法附則第15条第38項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第29条の6（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第30条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第31条及び第32条中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第33条及び第34条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第35条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第37条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、
「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第38条中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第40条中「附則第30条、第31条」を「附則第31条」に改める。

附則第41条中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第42条中「令和3年改正法附則第14条第1項」を「令和6年改正法附則第21条第1項」に、
「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第44条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び
附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第44条第1項の規定
による市民税の所得割の額」とする。

附則第45条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び
附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第45条第1項の規定
による市民税の所得割の額」とする。

附則第46条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び
附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第46条第1項の規定
による市民税の所得割の額」とする。

附則第49条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び
附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第49条第1項の規定
による市民税の所得割の額」とする。

附則第50条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び
附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第50条第1項の規定
による市民税の所得割の額」とする。

附則第56条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び
附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第56条第1項の規定
による市民税の所得割の額」とする。

附則第57条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び
附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第57条第1項の規定
による市民税の所得割の額」とする。

附則第57条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び
附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第57条第3項後段の

規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第58条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第58条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第58条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第58条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の貝塚市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の貝塚市市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第 7 号

処分報告（損害賠償の額の決定）の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第 2 条の規定に基づき、専決処分したものであるの
で、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 6 月 17 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

損害賠償の額の決定の件

令和 5 年 11 月 29 日、本市東山五丁目の家屋において、固定資産税を算定するため調査を行っていた本市職員が、2 階から 1 階に降りようとしたところ、足を滑らせ転倒し、正面の壁に手をついた際に壁紙の一部を破損させた事故について、次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 140,000 円

2 損害賠償の相手

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

令和 6 年 4 月 15 日処分

貝塚市長 酒 井 了

報告第 8 号

令和 5 年度貝塚市一般会計予算繰越報告の件

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度貝塚市一般会計予算の繰越明許費の繰越計算書を、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 17 日提出

貝塚市長 酒 井 了

令和5年度 貝塚市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国・府支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3. 戸籍住民基本 台帳費	住民基本台帳事務	円 7,909,000	円 7,909,000	円 0	円 7,908,000	円 0	円 0	円 1,000
2. 総務費	3. 戸籍住民基本 台帳費	戸籍事務	4,026,000	4,026,000	0	4,025,000	0	0	1,000
2. 総務費	3. 戸籍住民基本 台帳費	受付・サービス事業	1,881,000	1,881,000	0	1,880,000	0	0	1,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	住民税非課税世帯支援給付金事業 (追加支給分)	443,239,000	153,251,293	0	153,251,293	0	0	0
3. 民生費	1. 社会福祉費	住民税均等割のみ課税世帯支援給付金事業	154,551,000	142,969,438	0	142,969,438	0	0	0
3. 民生費	1. 社会福祉費	低所得の子育て世帯支援給付金事業 (子ども加算分)	140,472,000	62,918,432	0	62,918,432	0	0	0
3. 民生費	2. 児童福祉費	子ども・子育て支援事業計画策定事業	4,403,000	4,248,608	0	0	0	0	4,248,608
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	228,000	228,000	0	228,000	0	0	0
7. 商工費	1. 商工費	地域活性化ビジネス創出事業	134,500,000	131,347,658	0	78,498,000	0	0	52,849,658
8. 土木費	2. 道路橋梁費	二色浜駅前広場等整備事業	4,600,000	4,600,000	0	0	0	0	4,600,000

9. 消防費	1. 消防費	防災行政無線（同報系）蓄電池交換事業	13, 571, 000	13, 570, 700	0	0	0	0	13, 570, 700
10. 教育費	2. 小学校費	小学校管理事業（臨時）	117, 792, 000	117, 792, 000	0	46, 475, 000	60, 500, 000	0	10, 817, 000
合計			1, 027, 172, 000	644, 742, 129	0	498, 153, 163	60, 500, 000	0	86, 088, 966

報告第 9 号

令和 5 年度貝塚市水道事業会計予算繰越報告の件

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度貝塚市水道事業会計予算に係る建設改良費の繰越計算書を、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 17 日提出

貝塚市長 酒 井 了

令和 5 年度貝塚市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						企業債	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	脇浜王子線(永寿橋)配水管布設替工事	円 33,781,000	円 0	円 33,781,000	円 0	円 33,781,000	円 0	円 0	他事業との調整に日数を要したため。
		水間馬場線支線配水管布設替工事 (土工工事)	円 12,398,100	円 0	円 12,398,100	円 0	円 12,398,100	円 0	円 0	地元調整に日数を要したため。

報告第 10 号

令和 5 年度貝塚市下水道事業会計予算繰越報告の件

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度貝塚市下水道事業会計予算に係る建設改良費の繰越計算書を、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 17 日提出

貝塚市長 酒 井 了

令和 5 年度貝塚市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資産 の購入限 度額	説明
						国 庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	脇浜第一排水区管 渠築造工事第 1 工 区	円 538,587,000	円 0	円 538,587,000	円 269,293,000	円 269,200,000	円 94,000	円 0	円 0	地元調整に日数を要したこと、及 び仮設工法の変更が必要となり、 その検討に日数を要したため。
		王子窪田処理分区 汚水管布設工事第 37 工区	円 69,386,900	円 0	円 69,386,900	円 30,956,200	円 38,200,000	円 230,700	円 0	円 0	地元調整に日数を要したため。
		三昧川雨水ポンプ 場自家発電施設設 計業務委託	円 14,760,000	円 0	円 14,760,000	円 0	円 14,700,000	円 60,000	円 0	円 0	地元調整に日数を要したため。
		津田雨水ポンプ場 建設工事委託	円 159,778,000	円 13,778,000	円 146,000,000	円 73,000,000	円 73,000,000	円 0	円 0	円 0	委託先の地方共同法人日本下水道 事業団の入札が不調、不落となっ たため。
		見落川雨水ポンプ 場外 1 再構築基本 設計（耐震実施計 画）業務委託	円 37,740,000	円 0	円 37,740,000	円 10,047,950	円 0	円 27,692,050	円 0	円 0	地元調整に日数を要したため。
		下水道施設官民連 携導入可能性調査 業務委託	円 22,883,300	円 0	円 22,883,300	円 16,000,000	円 0	円 6,883,300	円 0	円 0	基本方針決定に日数を要したた め。

報告第 11 号

処分報告（令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 2 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 17 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 2 号）の件

令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 2 号）の件

令和 6 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 2 1 , 1 4 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 7 , 4 1 6 , 4 2 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 4 月 25 日 処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		7,231,314	821,149	8,052,463
	2. 国庫補助金	870,647	821,149	1,691,796
歳 入 合 計		36,595,279	821,149	37,416,428

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		4,164,898	502,279	4,667,177
	2. 徴税費	305,199	502,279	807,478
3. 民生費		18,215,044	318,870	18,533,914
	1. 社会福祉費	7,340,138	318,870	7,659,008
歳 出	合 計	36,595,279	821,149	37,416,428

報告第 12 号

令和 6 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画報告の件

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 6 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の事業計画を次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 17 日提出

貝塚市長 酒 井 了

令和 6 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画

事業の方針
【方針】 方針 1. 市民の参加、参画を重要視した事業運営 方針 2. 芸術性の高い内容、演者、アーティストの選択 方針 3. 地域との連携

事業	事業の概要
コスモスシアターの管理、運営業務	・シアターの活性化や賑わい作りを行う。 ・施設利用率の向上に向けて、積極的かつ効率的な営業、宣伝を行う。 ・建物、備品の経年劣化を踏まえ、効率のいい施設管理を行う。
自主、受託事業の企画、実施業務	・貝塚市や地域との連携を活かした事業に取り組む。 ・上質な文化・芸術に触れる機会を提供する。 ・小中高生はじめ若年層の文化活動を支援し、地域文化の担い手を育成する。 ・市民が親しみやすいホール運営を目指し、町会、自治会の協力を得て、多くの方々に足を運んでもらえるよう、事業の展開、宣伝を行う。

令和6事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団予算

令和6事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の収支予算については、次に定めるところによる。

(収支予算)

- 1 令和6事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の収支予算は、収入を248,225千円、支出を248,225千円とする。
- 2 収入支出予算の科目ごとの金額は、次による。

収入の部

(単位:千円)

大 科 目	予 算 額
基 本 財 産 運 用 収 入	0
事 業 収 入	229,825
雑 収 入	18,400
当 期 収 入 合 計	248,225
前 期 繰 越 収 支 差 額	0
収 入 合 計	248,225

支出の部

(単位:千円)

大 科 目	予 算 額
事 業 支 出	247,225
管 理 費	1,000
当 期 支 出 合 計	248,225
当 期 収 支 差 額	0
次 期 繰 越 収 支 差 額	0

借入金限度額 5,000,000 円

議案第 43 号

貝塚市市税条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 17 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市市税条例の一部を改正する条例

貝塚市市税条例（平成25年貝塚市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

（9） 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第69条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第5条を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。ただし、第69条の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の第23条第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議案第 4 4 号

手数料条例の一部を改正する条例制定の件

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 17 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和18年貝塚市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第10に次のように加える。

21	8の項及び15の項の規定にかかわらず、同一の事業所において居宅介護支援（法第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。）及び介護予防支援（法第8条の2第16項に規定する介護予防支援をいう。）を提供するために、8の項の申請及び15の項の申請を同時に行う場合の申請に対する審査	10,000円
----	--	---------

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 4 5 号

貝塚市長寿祝券条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市長寿祝券条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 17 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市長寿祝券条例の一部を改正する条例

貝塚市長寿祝券条例（平成11年貝塚市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「9月1日」を「9月15日（以下この項において「基準日」という。）」に、「その年齢が88歳及び99歳に達しているもの」を「88歳又は99歳の誕生日が基準日の属する年度内にある者」に改める。

第3条第2項中「商品券」を「もの」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和6年度におけるこの条例による改正後の貝塚市長寿祝券条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、新条例第2条第1項中「88歳又は99歳の誕生日が基準日の属する年度内にある者」とあるのは「昭和10年9月2日から昭和12年3月31日まで及び大正13年9月2日から大正15年3月31日までに出生した者」と、新条例第3条第1項中「年齢区分」とあるのは「区分」と、同項第1号中「88歳」とあるのは「昭和10年9月2日から昭和12年3月31日までに出生した者」と、同項第2号中「99歳」とあるのは「大正13年9月2日から大正15年3月31日までに出生した者」とする。

議案第46号

貝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年6月17日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例

貝塚市水道事業給水条例（平成9年貝塚市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第40条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「ものに限る」を「者に限る」に、「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」を「有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「第1号若しくは第2号」を「第1号から第6号まで」に改め、「及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程」及び「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「有する者」を「有するもの（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務

に従事した経験を有する者に限る。))」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「による中等学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。))」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第40条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第40条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第41条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第41条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。))」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「において、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第41条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正前の第41条第6号の講習の課程を修了している者は、当該改正規定による改正後の第41条第6号に規定する資格を有する者とみなす。

議案第47号

災害対応特殊救急自動車を取得する件

次のとおり、動産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月17日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する動産 | 災害対応特殊救急自動車 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 取得価格 | 19,800,000円 |
| 4 契約の相手 | 大阪市西区立売堀1-7-15
大阪トヨペット株式会社 法人営業部
部長 村内 敬一 |

議案第48号

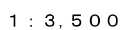
字の区域の変更及び町を新設する件

地方自治法第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域及び町の名称を定めるものとする。

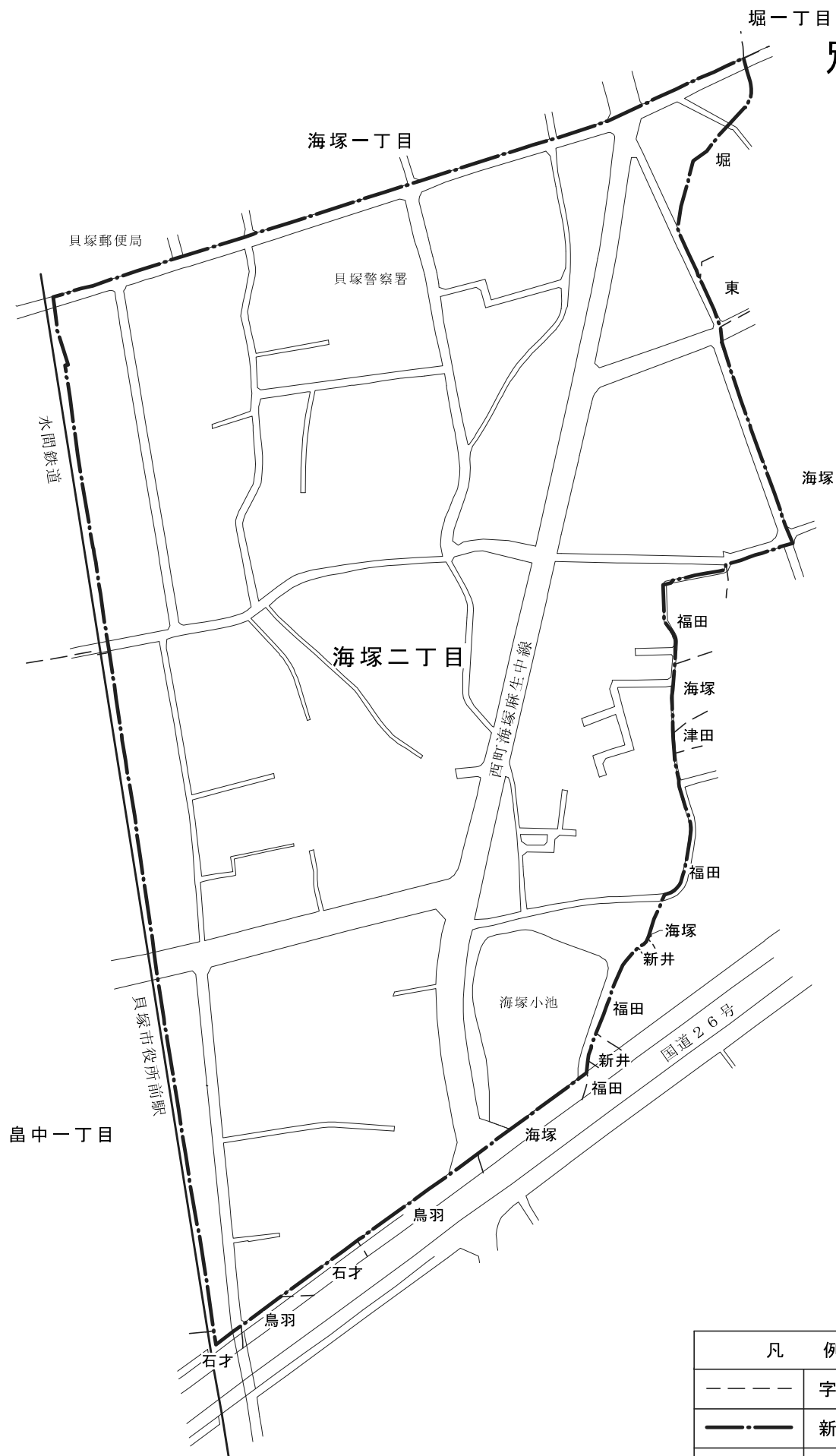
令和6年6月17日提出

貝塚市長 酒井 了

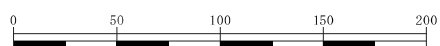
- 1 海塚、石才、加治、神前、小瀬、津田、鳥羽、畠中、畠中一丁目、半田、東、福田、堀及び脇濱の区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 別図2に示すとおり、1において除いた区域をもって海塚二丁目を新設する。



別図 2



凡 例	
———	字 界
—●—	新 町 界
海塚二丁目	新 町 名



1 : 3,500

議案第 49 号

令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 3 号）の件

令和 6 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 4 2 , 0 0 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 7 , 6 5 8 , 4 3 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 17 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		8,052,463	39,212	8,091,675
	1. 国庫負担金	6,335,468	5,445	6,340,913
	2. 国庫補助金	1,691,796	33,767	1,725,563
15. 府支出金		3,050,354	400	3,050,754
	3. 委託金	161,066	400	161,466
17. 寄附金		709,167	1,300	710,467
	1. 寄附金	709,167	1,300	710,467
18. 繰入金		2,370,884	92,961	2,463,845
	2. 基金繰入金	2,329,082	92,961	2,422,043
20. 諸収入		760,383	108,130	868,513
	5. 雑入	304,776	108,130	412,906
歳 入 合 計		37,416,428	242,003	37,658,431

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		4,667,177	6,658	4,673,835
	1. 総務管理費	3,571,281	2,500	3,573,781
	3. 戸籍住民基本台帳費	215,953	4,158	220,111
3. 民生費		18,533,914	12,463	18,546,377
	1. 社会福祉費	7,659,008	12,031	7,671,039
	2. 児童福祉費	7,630,254	432	7,630,686
4. 衛生費		3,317,989	164,867	3,482,856
	1. 保健衛生費	625,820	164,867	790,687
8. 土木費		3,167,345	57,315	3,224,660
	5. 都市計画費	1,862,780	57,315	1,920,095
10. 教育費		2,907,366	700	2,908,066
	1. 教育総務費	439,515	400	439,915
	5. 社会教育費	670,265	300	670,565
歳 出	合 計	37,416,428	242,003	37,658,431

議案第 50 号

令和 6 年度貝塚市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件

令和 6 年度貝塚市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 , 1 4 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 , 0 7 6 , 6 5 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 17 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 府支出金		7,328,367	1,217	7,329,584
	1. 府補助金	7,328,367	1,217	7,329,584
8. 国庫支出金		0	11,930	11,930
	1. 国庫補助金	0	11,930	11,930
歳 入 合 計		10,063,511	13,147	10,076,658

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		188,383	13,147	201,530
	1. 総務管理費	99,156	13,071	112,227
	2. 徴収費	88,921	76	88,997
歳	出	合	計	
		10,063,511	13,147	10,076,658

議案第 51 号

令和 6 年度貝塚市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 6 年度貝塚市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度貝塚市下水道事業会計予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 917,837 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 923,867 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 86,337 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 86,885 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 798,305 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 803,787 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	3,352,067 千円	6,030 千円	3,358,097 千円
第 2 項 固定資産購入費	1,150 千円	6,030 千円	7,180 千円

令和 6 年 6 月 17 日提出

貝塚市長 酒 井 了

議案第 52 号

令和 6 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 1 号）の件

第 1 条 令和 6 年度貝塚市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度貝塚市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収		入	
第 1 款 事業収益	8,904,432 千円	36,182 千円	8,940,614 千円
第 1 項 医業収益	8,257,881 千円	36,182 千円	8,294,063 千円
支		出	
第 1 款 事業費用	8,892,334 千円	36,182 千円	8,928,516 千円
第 1 項 医業費用	8,595,191 千円	36,182 千円	8,631,373 千円

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（ 1 ） 職員給与費	4,545,361 千円	36,182 千円	4,581,543 千円

令和 6 年 6 月 17 日 提出

貝塚市長 酒 井 了